

○港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号

(平成二十二年四月一日)

(海上保安庁告示第九十四号)

改正	平成二二年一〇月一四日海上保安庁告示第二一三号	
	同 二三年一二月二七日同	第二七九号
	同 二五年 三月一九日同	第 六四号
	同 二八年 三月三一日同	第 一八号
	同 二九年一〇月二三日同	第 四五号
	同 三〇年 一月 四日同	第 二号
	同 三一年 三月二九日同	第 二二号
	令和 二年 九月一〇日同	第 三二号
	同 四年 四月十四日同	第 十六号
	同 五年 三月二八日同	第 十二号
	同 六年 四月 一日同	第二十一号
	同 八年 六月 一日同	第 十七号

港則法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第十四号)の施行に伴い、港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)第十一条第一項の規定に基づき、同項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号に関する告示を次のように定める。

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号

港則法施行規則第十一条第一項の規定による船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号は、仕向港の港内又は境界付近を航行する場合にあっては仕向港を示す記号及び仕向港での進路を示す記号とし、出発港又は通過港の港内又は境界付近を航行する場合にあっては出発港又は通過港での進路を示す記号とし、それぞれ別表第一、別表第二及び別表第三のとおりとする。

別表第一 仕向港を示す記号

(平22海保告213・一部改正)

(1) 次の表の中欄に掲げる港又は港内の区域を仕向港とする場合の仕向港を示す記号は、

「>」と同表の右欄に掲げる記号とを組み合わせたものとする。ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「>」を送信することが困難な場合にあつては、「TO」を付し、その後の一文字のスペースを空けることをもって代えることができるものとする。

(2) たとえば、北海道枝幸港を仕向港とする場合は、「>JP ESS」となる。

都道府県	仕向港	港を示す記号
北海道	枝幸	JP ESS
	雄武	JP OUM
	紋別	JP MBE
	網走	JP ABA
	羅臼	JP RAU
	根室	JP NEM
	花咲	JP HNK
	霧多布	JP KRT
	厚岸	JP AKE
	釧路	JP KUH
	十勝	JP TOK
	えりも	JP EMM
	様似	JP SAM
	浦河	JP URK
	苫小牧	JP TMK
	室蘭	JP MUR
	伊達	JP DAT
	森	JP MOR
	臼尻	JP USJ
	函館	JP HKP
松前	JP MTM	
福島	JP FKU	
江差	JP ESI	
瀬棚	JP STN	

	寿都	JP STU
	岩内	JP IWN
	余市	JP YIC
	小樽	JP OTR
	石狩湾	JP ISW
	増毛	JP MSK
	留萌	JP RMI
	苫前	JP TJJ
	羽幌	JP HBO
	天塩	JP TSO
	稚内	JP WKJ
	青苗	JP AON
	天売	JP TER
	焼尻	JP YGR
	杓形	JP KTG
	鬼脇	JP ONW
	鴛泊	JP OSD
	香深	JP KBK
	船泊	JP FND
青森県	深浦	JP FKK
	鱒ヶ沢	JP AJK
	小泊	JP KOD
	三厩	JP MNY
	平館	JP TDT
	青森	JP AOM
	小湊	JP KMN
	野辺地	JP NHJ
	大湊	JP OMT
	川内	JP KAW

	脇野沢	JP WKW
	佐井	JP SJA
	大間	JP OAX
	大畑	JP OHT
	尻屋岬	JP SYZ
	むつ小川原	JP MUT
	八戸	JP HHE
岩手県	久慈	JP KJI
	八木	JP YGI
	宮古	JP MYK
	山田	JP YAD
	大槌	JP OTJ
	釜石	JP KIS
	大船渡	JP OFT
	広田	JP HTA
宮城県	気仙沼	JP KSN
	志津川	JP SZG
	女川	JP ONG
	鮎川	JP AYU
	萩浜	JP OGH
	渡波	JP WAT
	石巻	JP ISM
	仙台塩釜	JP SGM
秋田県	象潟	JP KST
	金浦	JP KNO
	平沢	JP HSW
	本荘	JP HON
	秋田船川	JP AFG
	戸賀	JP TOJ

	北浦	JP KJT
	能代	JP NSR
山形県	酒田	JP SKT
	加茂	JP KMO
	由良	JP YUJ
	鼠ヶ関	JP NEZ
福島県	相馬	JP SMA
	四倉	JP YOT
	江名	JP ENA
	中之作	JP NKX
	小名浜	JP ONA
茨城県	平潟	JP HRK
	大津	JP OSJ
	会瀬	JP OUS
	日立	JP HTC
	常陸那珂	JP HIC
	那珂湊	JP NMT
	大洗	JP OAR
	鹿島	JP KSM
茨城県・千葉県	銚子	JP CHO
千葉県	勝浦	JP KUR
	白浜	JP SRX
	館山	JP TTY
	木更津	JP KZU
	千葉四区	JP ANE
	千葉葛南区	JP FNB
	千葉(四区及び葛南区を除く。)	JP CHB
	東京都	岡田
波浮		JP HAU

	元町	JP MOT
	新島	JP NIJ
	大久保	JP OKB
	神湊	JP KMM
	八重根	JP YNE
東京都・神奈川県	京浜東京区	JP TYO
	京浜川崎区	JP KWS
	京浜横浜区	JP YOK
神奈川県	横須賀	JP YOS
	三崎	JP MIK
	真鶴	JP MNA
新潟県	姫川	JP HMK
	能生	JP NOU
	直江津	JP NAO
	柏崎	JP KWZ
	寺泊	JP TRD
	新潟	JP KIJ
	岩船	JP IWH
	両津	JP RYO
	羽茂	JP HMC
	小木	JP OGI
富山県	魚津	JP UOZ
	伏木富山	JP FTX
	氷見	JP HMJ
石川県	七尾	JP NNO
	穴水	JP ANM
	宇出津	JP UST
	小木	JP OII
	飯田	JP IDA

	輪島	JP WJM
	福浦	JP FRJ
	滝	JP TKI
	金沢	JP KNZ
福井県	内浦	JP UCU
	和田	JP WDA
	小浜	JP OBM
	敦賀	JP TRG
	福井	JP FKJ
静岡県	熱海	JP AMI
	網代	JP AJR
	伊東	JP ITJ
	稲取	JP INR
	下田	JP SMD
	手石	JP TIS
	松崎	JP MTZ
	宇久須	JP UGU
	土肥	JP TOI
	戸田	JP HAD
	静浦	JP SZU
	沼津	JP NUM
	田子の浦	JP TGO
	清水	JP SMZ
	焼津	JP YZU
	大井川	JP OIG
	榛原	JP HBA
	相良	JP SGR
	御前崎	JP OMZ
	浜名	JP HMN

愛知県	伊良湖	JP IRK
	福江	JP FKE
	泉	JP IZM
	三河	JP MKW
	東幡豆	JP HGH
	吉田	JP YDA
	一色	JP IKJ
	衣浦	JP KNU
	師崎	JP MRZ
	篠島	JP SNJ
	豊浜	JP TYJ
	内海	JP UTM
	常滑	JP TXN
	名古屋	JP NGO
三重県	桑名	JP KNA
	四日市	JP YKK
	千代崎	JP CYZ
	津	JP TSU
	松坂	JP MSA
	宇治山田	JP UJY
	鳥羽	JP TOB
	波切	JP NKR
	浜島	JP HJM
	五ヶ所	JP GKS
	長島	JP NSA
	引本	JP HMT
	尾鷲	JP OWA
	木本	JP KNT
京都府	久美浜	JP KMH

	浅茂川	JP AMG
	間人	JP TZA
	中浜	JP NKJ
	本荘	JP HNJ
	伊根	JP INE
	宮津	JP MIY
	舞鶴	JP MAI
	野原	JP NOH
	田井	JP TAZ
大阪府	深日	JP FUE
	阪南	JP HAN
	泉州	JP SSU
大阪府・兵庫県	阪神大阪区	JP OSA
	阪神堺泉北区	JP SBK
	阪神神戸区	JP UKB
	阪神尼崎西宮芦屋区	JP AMX
兵庫県	明石	JP AKA
	東播磨	JP HHR
	八木	JP YAG
	姫路	JP HIM
	相生	JP AIO
	赤穂	JP AKO
	津居山	JP TYN
	柴山	JP SBY
	香住	JP KXS
	浜坂	JP HKJ
	岩屋	JP IWY
	津名	JP TNA
	洲本	JP SUH

	由良	JP YRA
	福良	JP FRA
	湊	JP MNT
	都志	JP TSH
	郡家	JP GNG
	富島	JP TJO
和歌山県	新宮	JP SHN
	宇久井	JP UKI
	勝浦	JP KAT
	浦神	JP URM
	古座西向	JP KOB
	串本	JP KUJ
	日置	JP HIK
	田辺	JP TAE
	日高	JP HDK
	由良	JP YUR
	湯浅広	JP YSH
	和歌山下津	JP WAK
鳥取県	米子	JP YNG
	赤碕	JP ASK
	鳥取	JP TTJ
	網代	JP AZJ
	田後	JP TJR
鳥取県・島根県	境	JP SMN
島根県	益田	JP MSD
	三隅	JP MMI
	浜田	JP HMD
	江津	JP GOT
	仁万	JP NIM

	久手	JP KUT
	大社	JP TIA
	恵曇	JP ETM
	加賀	JP KJG
	七類	JP SCR
	美保関	JP MIH
	松江	JP MTE
	安来	JP YSG
	西郷	JP SAI
	浦郷	JP UAO
岡山県	日生	JP HIN
	片上	JP KKM
	鶴海	JP TRU
	牛窓	JP USH
	西大寺	JP SDZ
	小串	JP KOG
	岡山	JP OKP
	宇野	JP UNO
	日比	JP HIB
	琴浦	JP JKT
	味野	JP AJN
	下津井	JP STI
	水島	JP MIZ
	笠岡	JP KSA
広島県	福山	JP FKY
	尾道糸崎	JP ONX
	忠海	JP TDN
	竹原	JP THR
	安芸津	JP AKT

	呉	JP KRE
	広島	JP HIJ
	大竹	JP OTK
	土生	JP HAB
	重井	JP SIG
	佐木	JP SGJ
	瀬戸田	JP STD
	鯉崎	JP MBR
	木ノ江	JP KNE
	御手洗	JP MTI
	大西	JP ONS
	蒲刈	JP KGR
	巖島	JP ITS
山口県	岩国	JP IWK
	久賀	JP KGB
	安下庄	JP AGN
	小松	JP KMX
	柳井	JP YAN
	室津	JP MRT
	上関	JP KOX
	平生	JP HRA
	室積	JP MZM
	徳山下松	JP TXD
	三田尻中関	JP MNX
	秋穂	JP AII
	山口	JP YMG
	丸尾	JP MRU
	宇部	JP UBJ
	小野田	JP OND

	厚狭	JP ASA
	小串	JP KGS
	特牛	JP KTO
	角島	JP TNS
	栗野	JP YYA
	仙崎	JP SZK
	萩	JP HAG
	須佐	JP SUS
	江崎	JP ESK
山口県・福岡県	関門響新港区	JP HBK
	関門新門司区	JP SMJ
	関門(響新港区及び新門司区を除く。)	JP KNM
徳島県	撫養	JP MYA
	今切	JP IGR
	徳島小松島	JP TKX
	富岡	JP TOM
	橘	JP TBN
	由岐	JP YUK
	日和佐	JP HWS
	牟岐	JP MUG
	浅川	JP ASW
	穴喰	JP SIS
香川県	豊浜	JP TYH
	観音寺	JP KJN
	仁尾	JP NIO
	詫間	JP TKM
	多度津	JP TAD
	丸亀	JP MAR
	坂出	JP SKD

	香西	JP KZJ
	高松	JP TAP
	志度	JP SID
	津田	JP TUD
	三本松	JP SAN
	引田	JP HEA
	坂手	JP SAT
	内海	JP UCN
	池田	JP IKA
	土庄	JP TNO
	直島	JP NAS
愛媛県	深浦	JP FKR
	宇和島	JP UWA
	吉田	JP YSD
	三瓶	JP MKM
	八幡浜	JP YWH
	川の石	JP KWI
	三崎	JP MSX
	三机	JP MTK
	長浜	JP NGH
	郡中	JP IYO
	松山	JP MYJ
	北条	JP HJO
	菊間	JP KIK
	今治	JP IMB
	吉海	JP YHI
	壬生川	JP NWA
	西条	JP SAJ
	新居浜	JP IHA

	寒川	JP SAW
	三島川之江	JP MKX
	岡村	JP OMR
	宮浦	JP MYU
	伯方	JP HKS
高知県	甲浦	JP KRA
	室戸岬	JP MRJ
	室津	JP MUX
	奈半利	JP NHI
	高知	JP KCZ
	宇佐	JP USA
	須崎	JP SUZ
	久礼	JP KUE
	上ノ加江	JP KMK
	佐賀	JP SGA
	上川口	JP KMW
	下田	JP SMO
	清水	JP TSZ
	宿毛湾	JP SUK
福岡県	加布里	JP KAF
	博多	JP HKT
	大島	JP OSS
	芦屋	JP ASZ
	苅田	JP KND
	宇島	JP UNS
	三池	JP MII
	大牟田	JP OMU
	若津	JP WKT
	佐賀県	呼子

	唐津	JP KAR
	住ノ江	JP SUM
	諸富	JP MOM
佐賀県・長崎県	伊万里	JP IMI
長崎県	島原	JP SMB
	口之津	JP KUC
	小浜	JP OBB
	茂木	JP MOG
	脇岬	JP WKI
	長崎	JP NMX
	三重式見	JP MSI
	瀬戸	JP SET
	松島	JP MAT
	大村	JP OMJ
	崎戸	JP STO
	佐世保	JP SSB
	相浦	JP AIN
	臼浦	JP USU
	江迎	JP EMU
	田平	JP TBR
	松浦	JP MTS
	今福	JP IMA
	福江	JP FKN
	富江	JP TME
	玉之浦	JP TMN
	岐宿	JP KSH
	奈留島	JP NRS
奈良尾	JP NRO	
有川	JP ARK	

	青方	JP AOK
	小値賀	JP OJI
	平戸	JP HRD
	津吉	JP TYP
	生月	JP IKK
	大島	JP OSM
	芦辺	JP ASB
	郷ノ浦	JP GON
	勝本	JP KSU
	比田勝	JP HTK
	佐須奈	JP SSN
	巖原	JP IZH
	豆酏	JP TST
熊本県	水俣	JP MIN
	佐敷	JP SSI
	八代	JP YAT
	三角	JP MIS
	熊本	JP KMP
	百貫	JP HKK
	長洲	JP NGU
	合津	JP AIZ
	姫戸	JP HDO
	本渡	JP HOD
	牛深	JP UBK
	富岡	JP TMO
	鬼池	JP ONJ
福岡県・大分県	中津	JP NAT
大分県	長洲	JP NSU
	高田	JP TKD

	竹田津	JP TDJ
	国東	JP KNS
	守江	JP MOO
	別府	JP BPU
	大分	JP OIP
	佐賀関	JP SAG
	臼杵	JP USK
	津久見	JP TMI
	佐伯	JP SAE
	蒲江	JP KME
宮崎県	北浦	JP KIT
	延岡	JP NOB
	土々呂	JP TOT
	細島	JP HSM
	宮崎	JP KMI
	内海	JP UCH
	油津	JP NIC
	外浦	JP TON
	福島	JP FMS
鹿児島県	志布志	JP SBS
	内之浦	JP UUR
	大泊	JP ODM
	大根占	JP ONE
	鹿屋	JP KYA
	垂水	JP TMZ
	福山	JP FYM
	加治木	JP KJK
	鹿児島	JP KOJ
	喜入	JP KII

	山川	JP YAM
	枕崎	JP MKK
	野間池	JP NMK
	串木野	JP KSO
	川内	JP SEN
	阿久根	JP AKN
	米ノ津	JP KKO
	西之表	JP IIN
	島間	JP SIM
	中甑	JP NKK
	手打	JP TEU
	一湊	JP KYR
	宮之浦	JP MNO
	名瀬	JP NAZ
	古仁屋	JP KNY
沖縄県	金武中城	JP KNX
	那覇	JP NAH
	渡久地	JP TCC
	運天	JP UNT
	平良	JP HRR
	石垣	JP ISG

別表第二 仕向港での進路を示す記号

(平23海保告279・平25海保告64・平28海保告18・平29海保告45・平30海保告2・平成31海保告22・令2海保告32・令4海保告16・令5海保告12一部改正・令8海保告17一部改正)

(1) 仕向港での進路を示す記号は、次に掲げるものとする。

イ 仕向港の港内又は境界付近でびよう泊しようとする場合にあっては「OFF」(ただし、当該びよう泊しようとする錨地に向かって航行する進路が次の表の中欄に掲げられている場合にあっては、同表の右欄に掲げる進路を示す記号)

ロ 次の表の左欄に掲げる港を仕向港とし、同表の中欄に掲げる進路にしたがって同港を航行する場合にあっては、同表の右欄に掲げる進路を示す記号(それ以外の進路にした

がって同港を航行する場合にあっては「XX」)

(2) (1)の仕向港での進路を示す記号は、別表第一による仕向港を示す記号の後に一文字のスペースを空け、その後に付するものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる港を仕向港とし、同港の港内又は境界付近でびょう泊し、引き続いて同港を航行する場合にあっては、当該びょう泊をするまでの間は(1)イの記号を、引き続いて同港で航行する時は(1)ロの記号を、それぞれ付するものとする。

(3) たとえば、釧路港を仕向港とし、釧路港では東区第1区の係留施設に向かって航行する場合は、「>JP KUH 1」となる。

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
釧路	東区第1区の係留施設に向かって航行する。	1
	東区第2区の係留施設に向かって航行する。	2
	東区第3区の係留施設に向かって航行する。	3
	西区第1区の係留施設に向かって航行する。	4
	西区第2区の係留施設に向かって航行する。	5
苫小牧	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭2号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	C
	第1区の中央北ふ頭3号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	N
	第1区の勇払ふ頭から中央南ふ頭西岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	E
	第1区のホクレン用栈橋から苫小牧ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。	S
	第2区の入船ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。	2E
	第2区の西ふ頭又は南ふ頭の係留施設に向かって航行する。	2W
函館	第1区の係留施設に向かって航行する。	1
	第2区の方代ふ頭正面岸壁から若松ふ頭岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	2E
	第2区の弁天A岸壁から函館どつく第4岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	2W

	<p>第3区の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第4区のコスモ石油栈橋ドルフィンから港町けい船く いに至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第4区の港町ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向 かって航行する。</p>	<p>3</p> <p>4N</p> <p>4S</p>
秋田船川	<p>秋田北防波堤灯台から旧北防波堤先端まで引いた線以 北の係留施設に向かって航行する。</p> <p>旧北防波堤先端から99度に陸岸まで引いた線(以下「A 線」という。)以北の係留施設に向かって航行する。</p> <p>ENEOS栈橋に向かって航行する。</p> <p>A線の南側の旧雄物川東側の中島岸壁から下浜ふ頭に 至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>A線の南側の旧雄物川東側の寺内ふ頭以南の係留施設 に向かって航行する。</p> <p>A線の南側の旧雄物川西側の係留施設に向かって航行 する。</p>	<p>N</p> <p>AE</p> <p>EN</p> <p>EC</p> <p>ES</p> <p>W</p>
鹿島	<p>深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点ま で引いた線以北の係留施設に向かって航行する。</p> <p>中央水路(深芝公共岸壁北東端から325度610メートル の地点まで引いた線、同地点から236度30分250メー トルの地点まで引いた線、鹿島中央信号所から35度890 メートルの地点(以下「A地点」という。)から227度30 分に引いた線(以下「A線」という。)、A地点から169 度760メートルの地点から272度30分に引いた線(以下 「B線」という。)及び陸岸により囲まれた海面をいう。 以下同じ。)の北側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>中央水路の南側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>南水路(B線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下 同じ。)の東側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>南水路の西側及び南側の係留施設に向かって航行す る。</p>	<p>O</p> <p>CN</p> <p>CS</p> <p>SE</p> <p>SW</p>

	北水路(A線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。)の南西側及び北西側の係留施設に向かって航行する。	NW
	北水路の北東側の係留施設に向かって航行する。	NE
千葉	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	D
	千葉区第3区の中央ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。	C
	千葉区第3区の係留施設(中央ふ頭南側の係留施設を除く。)に向かって航行する。	S
	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。	FS
	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。	FN
	塩浜三角点(12メートル)(北緯35度40分10秒東経139度56分49秒)から334度30分420メートルの地点から341度580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	IW
	塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	IE
京浜東京区	15号地西側又は北側の係留施設に向かって航行する。	L
	10号地その1、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1、M2ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。	M
	10号地その2又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。	V
	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	H
	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。	T

	<p>有明ふ頭又は台場官庁船棧橋に向かって航行する。</p> <p>品川ふ頭に向かって航行する。</p> <p>東京国際クルーズふ頭棧橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。</p> <p>大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その2北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。</p> <p>中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。</p> <p>中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>A</p> <p>S</p> <p>R</p> <p>O</p> <p>C</p> <p>CW</p>
京浜川崎区	<p>境運河の係留施設に向かって航行する。</p> <p>田辺運河の係留施設に向かって航行する。</p> <p>池上運河の係留施設に向かって航行する。</p> <p>塩浜運河の係留施設に向かって航行する。</p> <p>大師運河の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第1区大川町南側岸壁に向かって航行する。</p> <p>第1区扇町南側岸壁に向かって航行する。</p> <p>第1区水江町南側岸壁に向かって航行する。</p> <p>第1区千鳥町南側岸壁に向かって航行する。</p> <p>第1区浮島町京浜運河側岸壁に向かって航行する。</p> <p>第1区京浜運河側東扇島岸壁に向かって航行する。</p> <p>第1区扇島北側岸壁に向かって航行する。</p>	<p>SU</p> <p>TU</p> <p>IU</p> <p>SG</p> <p>DU</p> <p>OK</p> <p>OT</p> <p>ME</p> <p>TD</p> <p>US</p> <p>HO</p> <p>OG</p>
京浜横浜区	<p>横浜本牧防波堤灯台から307度1,720メートルの地点まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。</p> <p>横浜東水堤北端から100度30分1,470メートルの地点まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。</p> <p>横浜東水堤北端から横浜北水堤灯台まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。</p> <p>横浜北水堤灯台から横浜大黒ふ頭船だまり波除堤灯台まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>HM</p> <p>Y</p> <p>OS</p> <p>D</p>

	<p>横浜北水堤灯台から横浜大黒防波堤西灯台まで引いた線以北の大黒ふ頭の係留施設に向かって航行する。</p> <p>横浜大黒防波堤東灯台から大黒ふ頭北東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第3区の大黒ふ頭北東端から末広町1丁目南東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第4区の末広町1丁目南東端から末広町2丁目南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行する。</p> <p>第4区の安善町2丁目南側岸壁に向かって航行する。</p> <p>第4区の扇島北側岸壁に向かって航行する。</p> <p>旭運河の係留施設に向かって航行する。</p> <p>境運河の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>DS</p> <p>DE</p> <p>DN</p> <p>SH</p> <p>K</p> <p>AZ</p> <p>ON</p> <p>AU</p> <p>SU</p>
新潟	<p>西区信濃川の西側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>西区信濃川の東側の万代島ふ頭の係留施設に向かって航行する。</p> <p>西区信濃川の東側の導流堤の東側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>西区信濃川東側の通船川沿いの係留施設又は山の下ふ頭の北側岸壁に向かって航行する。</p> <p>西区臨港ふ頭の係留施設に向かって航行する。</p> <p>東区東側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>東区西側の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>W</p> <p>WB</p> <p>WD</p> <p>WT</p> <p>WR</p> <p>E</p> <p>EW</p>
名古屋	<p>北浜ふ頭西側の係留施設(J2からG1栈橋)又は高潮防波堤東信号所から89度1,270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。</p> <p>東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設(G6からG4栈橋)又は横須賀ふ頭に向かって航行する。</p> <p>東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>E1</p> <p>E2</p> <p>E3</p>

東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。	E4
新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。	E5
潮見ふ頭南側の係留施設(BL、BK棧橋)又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。	B1
潮見ふ頭東側の係留施設(BH2からBY棧橋)に向かって航行する。	B2
潮見ふ頭北側の係留施設(Q1からB3棧橋)に向かって航行する。	B3
潮見ふ頭西側の係留施設(B4からBJ棧橋)に向かって航行する。	B4
昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。	N1
ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かって航行する。	N2
一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かって航行する。	N3
空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	N4
金城ふ頭52から57号岸壁に向かって航行する。	K1
金城ふ頭58から62号岸壁に向かって航行する。	K2
金城ふ頭76から85号岸壁に向かって航行する。	K3
金城ふ頭71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	W1
飛島ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	W2
飛島ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。	W3
飛島ふ頭西側又は弥富ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	W4
弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。	W5

	<p>高潮防波堤東信号所から22度2,010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。</p> <p>南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から144度30分820メートルの地点（以下「A地点」という。）から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。</p>	<p>P1</p> <p>S1</p>
四日市	<p>石原産業から昭和四日市石油に至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>コスモ石油塩浜棧橋、三菱ケミカル第1から第3棧橋又は東邦石炭ふ頭に向かって航行する。</p> <p>千歳町第1、第2又は第3ふ頭の係留施設(第1から第14号岸壁)に向かって航行する。</p> <p>千歳町第2、第3ふ頭の係留施設(第15号岸壁から小型船棧橋)、日本板硝子又は太平洋セメントの係留施設に向かって航行する。</p> <p>コスモ石油四日市棧橋に向かって航行する。</p> <p>コスモ石油午起棧橋又はJERA四日市火力発電所の係留施設に向かって航行する。</p> <p>霞1丁目西側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>霞1丁目南側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>霞1丁目東側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>霞ヶ浦南ふ頭北側若しくは東側又は霞ヶ浦北ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>霞ヶ浦南ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。</p> <p>富双1、2丁目又は富田浜町の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>IS</p> <p>DM</p> <p>CE</p> <p>CW</p> <p>T</p> <p>U</p> <p>KW</p> <p>KS</p> <p>KE</p> <p>SN</p> <p>SW</p> <p>F</p>

	<p>TANISEI 栈橋に向かって航行する。</p> <p>JERA 川越火力発電所の係留施設に向かって航行する。</p> <p>四日市港東防波堤南灯台から285度200メートルの地点まで引いた線、同地点から334度1,080メートルの地点まで引いた線、同地点から17度520メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面の錨地に向かって航行する。</p>	<p>A</p> <p>E</p> <p>W</p>
阪神大阪区	<p>第1区内の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第2区天保山大橋以东の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第3区港大橋以东の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第3区港大橋以东の南港コンテナふ頭、I岸壁又はG岸壁に向かって航行する。</p> <p>第3区港大橋以东の係留施設(第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナふ頭、I岸壁又はG岸壁を除く。)に向かって航行する。</p> <p>第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第4区の係留施設(南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。)に向かって航行する。</p> <p>第5区の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>H</p> <p>2T</p> <p>2A</p> <p>3W</p> <p>3E</p> <p>3C</p> <p>3K</p> <p>4N</p> <p>4S</p> <p>5</p>
阪神堺泉北区	<p>第1区の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第2区の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第3区の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>
阪神神戸区	<p>第1区の三菱重工業神戸造船所から川崎造船神戸工場に至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第1区の高浜岸壁に向かって航行する。</p>	<p>K</p> <p>T</p>

第1区の中突堤に向かって航行する。	N
第1区の新港第1突堤西側から新港第4突堤西側に至る間の係留施設に向かって航行する。	SW
第1区のポートアイランド西側の係留施設に向かって航行する。	PW
第2区のポートアイランド第二期埋立地東側の係留施設に向かって航行する。	P2
第2区のポートアイランド東側の係留施設又はドルフィンバース9番に向かって航行する。	PE
第2区のポートアイランド北側の係留施設に向かって航行する。	PN
第2区の新港第4突堤東側から新港東ふ頭東側に至る間の係留施設に向かって航行する。	SE
第2区の摩耶ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	MW
第2区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース6番から8番に向かって航行する。	M
第2区の灘ふ頭に向かって航行する。	A
第2区の東部第1工区の係留施設に向かって航行する。	E1
第2区及び第3区の東部第2工区の係留施設に向かって航行する。	E2
第2区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。	RN
第2区の六甲アイランド西側の係留施設に向かって航行する。	RW
第3区の六甲アイランド南側の係留施設に向かって航行する。	RS
第3区の六甲アイランド東側の係留施設に向かって航行する。	RE
第3区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。	R

	第3区の東部第3工区の係留施設に向かって航行する。	E3
	第3区の東神戸フェリーふ頭の係留施設に向かって航行する。	F
	第3区の東部第4工区の係留施設に向かって航行する。	E4
水島	西公共(一)2.6m物揚場からENEOS水島製油所A工場岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	A
	東公共物揚場からENEOS水島製油所B工場棧橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かって航行する。	B
	旭化成C7棧橋から太平洋セメント棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。	C
	JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。	D
	高梁川水路又は乙島の係留施設に向かって航行する。	TH
	玉島地区(乙島を除く。)の係留施設に向かって航行する。	TS
	JFE南側海域(AからE錨地)に向かって航行する。	FM
	玉島人工島南側海域(FからS錨地)に向かって航行する。	FT
関門田野浦区	田野浦区の係留施設(太刀浦係船岸壁及び太刀浦1号物揚場を除く。)に向かって航行する。	T
	太刀浦係船岸壁1号から6号に向かって航行する。	UW
	太刀浦係船岸壁7号から8号に向かって航行する。	U
	太刀浦係船岸壁9号から29号に向かって航行する。	US
	太刀浦係船岸壁30号から42号及び太刀浦1号物揚場に向かって航行する。	UE
関門門司区	門司区の係留施設に向かって航行する。	M
関門下関区	下関区の係留施設に向かって航行する。	S
関門西山区	西山区の係留施設(福浦湾の係留施設を除く。)に向かって航行する。	N
	西山区の福浦湾の係留施設に向かって航行する。	NF
関門小倉区	高浜船だまり、砂津兼松油槽小倉油槽所オイル・LPG	KA

	<p>共用栈橋又はオイル専用栈橋に向かって航行する。</p> <p>砂津泊地又は紫川泊地の係留施設に向かって航行する。</p> <p>日明泊地又は日明北泊地の係留施設に向かって航行する。</p> <p>ジャパンオイルネットワーク(株)小倉油槽所B栈橋から堺川九州電力栈橋に至る間の係留施設又は若松区第5区九州化学工業栈橋から日鉄ケミカルマテリアル(株)戸畑1号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>日鉄高炉セメントの1設、3設栈橋、原料船岸壁又は若松区第5区日鉄ケミカルマテリアル(株)製品払出岸壁から堺川公共岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>KS</p> <p>KH</p> <p>R</p> <p>RS</p>
関門若松区	<p>第1区の東京製鉄専用栈橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所栈橋、堀川公共岸壁又はUBE三菱セメント栈橋に向かって航行する。</p> <p>第1区の三菱ケミカル硫酸1号栈橋から三菱ケミカル合成4号栈橋に至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第1区の下島岸壁又は三菱ケミカル化工品1号栈橋から三菱ケミカル有機1号栈橋に至る間の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第1区の太平洋セメント岸壁、黒崎公共岸壁又は黒崎泊地内の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第1区の若松高架鉄道栈橋、八幡製鉄西八幡鉄くず岸壁、妙見泊地内の係留施設又は第2区の洞岡北岸壁に向かって航行する。</p> <p>第2区の下島泊地内の係留施設(AGC岸壁を除く。)に向かって航行する。</p> <p>第2区のAGC岸壁に向かって航行する。</p> <p>第2区の下ノ山岸壁又は第3区の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>YO</p> <p>YR</p> <p>YK</p> <p>YD</p> <p>YB</p> <p>Y</p> <p>YE</p> <p>YW</p>

	<p>行する。</p> <p>第4区の製鉄戸畑内浦岸壁、川代岸壁、戸畑商港岸壁又は戸畑漁港岸壁に向かって航行する。</p> <p>第4区の(株)J-オイルミルズ若松工場岸壁、日立金属東岸壁、(株)トーカイ岸壁又は北湊泊地内の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第4区安瀬南第1泊地内の係留施設、第5区の響灘南岸壁、ひびきコールセンター第1岸壁、戸畑共同火力重油栈橋又は第5区内の錨地に向かって航行する。</p> <p>第5区製鉄戸畑泊地内又は焼結船だまりの係留施設に向かって航行する。</p> <p>第6区安瀬泊地内の係留施設又は錨地に向かって航行する。</p>	<p>YN</p> <p>YX</p> <p>YH</p> <p>Z</p> <p>A</p>
関門六連島区	<p>大東タンクターミナル株式会社六連油槽所の係留施設に向かって航行する。</p> <p>新港ふ頭多目的国際ターミナルの係留施設に向かって航行する。</p>	<p>JB</p> <p>JC</p>
関門長府区	長府区の係留施設に向かって航行する。	C
博多	<p>第1区東浜ふ頭4岸から須崎ふ頭4岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。</p> <p>第1区箱崎ふ頭から東浜ふ頭5岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。</p> <p>第1区須崎ふ頭北護岸から西公園下防波堤に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。</p> <p>北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過し、第1区の係留施設に向かって航行する。</p> <p>第2区の係留施設に向かって航行する。</p>	<p>C</p> <p>P</p> <p>S</p> <p>E1</p> <p>E2</p>

長崎	長崎漁港の係留施設に向かって航行する。	F
	第1区東側の係留施設に向かって航行する。	1E
	第1区西側の係留施設に向かって航行する。	1W
	第1区の係船浮標に向かって航行する。	1B
	第2区東側の係留施設に向かって航行する。	2E
	第2区西側の係留施設に向かって航行する。	2W
	第3区北側又は第5区の係留施設に向かって航行する。	3N
	第3区東側、第4区小ヶ倉柳ふ頭又は土井首浦の係留施設に向かって航行する。	3E
	第4区九州スチールセンターからナカタマックコーポレーションに至る間の係留施設に向かって航行する。	4E
第4区三菱重工造船所若しくは大島造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。	4W	
那覇	那覇ふ頭又は那覇軍港の係留施設に向かって航行する。	N
	泊ふ頭の係留施設に向かって航行する。	T
	新港ふ頭の係留施設に向かって航行する。	S
	浦添ふ頭の係留施設に向かって航行する。	U

別表第三 出発港又は通過港での進路を示す記号

(平22海保告213・一部改正)

- (1) 次の表の左欄を出発港又は通過港とし、同表の中欄に掲げる進路にしたがって同港を航行する場合における出発港又は通過港での進路を示す記号は、「/」と同表の右欄に掲げる進路を示す記号とを組み合わせたものとし、別表第一による仕向港を示す記号(別表第二による仕向港での進路を示す記号がある場合にあつては、当該仕向港での進路を示す記号)の後に付するものとする。ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「/」を送信することが困難な場合にあつては、一文字のスペースを空け、その後に「00」を付することをもちえて代えることができるものとする。
- (2) たとえば、釧路港を仕向港とし、釧路港では東区第1区の係留施設に向かって航行する場合であつて、途中、関門港を東口に向かって航行し、関門港を通過する場合は、「> JP KUH 1/E」となる。

港名	出発港又は通過港での進路	進路を示す記号
----	--------------	---------

関門	東口に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。 西口の六連島東方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。 西口の馬島西方から白州・白島南方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。 西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。	E WM WS WA
----	---	---------------------

附 則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第十四号)の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月一四日海上保安庁告示第二一三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二七日海上保安庁告示第二七九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日海上保安庁告示第一八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年十月二十三日海上保安庁告示第四十五号)

この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日海上保安庁告示第二号)

この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日海上保安庁告示第二二号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月十日海上保安庁告示第三二号)

この告示は、令和二年九月十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定のうち函館の項の改正規定 令和二年九月二十六日

二 第二条の規定のうち別表第三号の改正規定 令和二年九月二十六日

附 則 (令和四年四月十四日海上保安庁告示第十六号)

この告示は、令和四年五月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二八日海上保安庁告示第十二号）

この告示は、令和五年三月二八日から施行する。ただし、第二条及び第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日海上保安庁告示第二十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年五月十九日海上保安庁告示第十七号）

この告示は、令和八年六月一日から施行する。